

若年技能者の育成・技能継承をお考えの事業主・教育機関の皆さまへ

「ものづくりマイスター」制度のご案内

「ものづくりマイスター」が若年技能者、高校生等を直接指導！

国家資格である技能検定1級相当以上の技能を有する指導経験豊富な熟練技能者を、厚生労働省が「ものづくりマイスター」として認定・登録し、中小企業や学校などで若年者への実践的な実技指導や、効果的な技能の継承、後継育成を行っております。

※宮城県には製造業・建設業関連及びIT関連の46職種に延べ270名のマイスターが登録されており、中小企業や学校などからの要望内容を踏まえて派遣を行っております。

中小企業対象 ものづくりマイスターによる実技指導

01 実技指導を受講できる方は、主に15歳～35歳未満の若年者です。

技能者の習熟度により35歳以上の方でも指導できます。

指導レベルは技能検定2～3級程度とされていますが、指導者を育成するための派遣などの場合には、指導内容に応じて柔軟に設定して派遣することができることとなっております。



02 指導回(日)数は、受講者1人当たり10回(日)までです。

指導回数は、4月から翌年3月までの期間の回数です(※)。

指導時間は、1回(日)当たり、1～3時間が目安です。

具体的な指導日時は、御希望を伺って決定します。

また、過去に派遣指導実績があっても、その有無は問わずに派遣できることとされております。

(※)事業主等が従事者の職業能力を向上させたことを支給要件とする助成金の受給申請をする場合及び賃金規程等により技能検定等の資格取得により賃金をアップする規定を定めている場合で資格取得に係る指導を行う場合、又は指導対象者が技能五輪全国大会に参加する場合の大会に係る指導を行う場合は、40回まで)

03 ものづくりマイスターの派遣費用の負担はありません。

ものづくりマイスター派遣費用及び実技指導時に使用する材料代等の購入費用は、本事業で負担します。ただし、上限がありますのでご相談ください。



まずは、宮城県技能振興コーナーまで気軽にお問合せください。

TEL.022-727-5380 FAX.022-727-5381

宮城県技能振興コーナー

